

<個別案件確認表（組織委員会）>

組織委員会担当確認年月日 2019.03.06

東京都作業部会確認年月日 2019.03.20

(契約変更に伴う再確認 令和2年8月7日)

事業名 仮設オーバーレイ等に係るプロジェクトマネジメント業務委託（その3）

案件名 同上

確認の視点	組織委員会の見解	備考
経費の負担が平成29年5月31日の合意の考え方に基づくものであること	<ul style="list-style-type: none"> 大枠合意の通り、当該事業は会場関係の「オーバーレイおよび仮設等のインフラの整備」の一環であり、会場整備に係る共通費について、オリ経費は、会場数按分により組織委員会（国・民間所有施設分）と都（都・その他自治体所有施設分）で分担し、パラ経費は、組織委員会、都、国で、2:1:1で分担。 V3全体経費でも同様の考え方で計上されている。 <p>(令和2年6月26日追記)</p> <p>・なお、延期に伴う追加経費の取扱いは、現時点で未定である。</p>	
事業の執行に当たり、大会運営を担う組織委員会が一括して執行した方が効率的、効果的であること	<ul style="list-style-type: none"> 大枠の合意において、経費分担に関わらず、オーバーレイ、仮設等のインフラの整備を実施する役割は組織委員会が担うこととなっている。 	
経費の内容等が必要性（必要な内容、機能かなど）、効率性（適正な規模、単価かなど）、納得性（類似のものと比較して相応かなど）等の観点から妥当なものであること	<p>必要性</p> <ul style="list-style-type: none"> PM業務は、仮設オーバーレイの計画的準備とその実効性を担保するためにIOCから導入を指示されており、過去大会でも同様の委託を実施し会場整備を進めている。 PM業務の目的は40会場余に及ぶ整備に関する各種戦略の企画立案および戦略を実行し、遅滞なく低コストで遂行することである。また、企画立案した戦略についてはIOCと協議を行い、確認を受けている。 平成30年度PM業務の実績。「調達戦略」としては、短期間に大量の仮設資材を用いたいオーバーレイ整備について発注図書の構築や発注支援（質疑応答、見積確認等）を実施した。また、「デリバリー（工程等）戦略」としてIOCと協議の上、VIS (Venue Integrated Schedules) の作成、調整、更新を行った。 平成31、32年度のPM業務では、29、30年度に立案した戦略を実施に移すことになる。業務の一例として、31年度では仮設オーバーレイの実施設計完了に向けた条件整備や着工に向けた施工変更契約支援業務、32年度では大会時の維持管理技術や転換時の各種技術調整支援を行う。 <p>(令和2年6月26日追記)</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成31（令和1）年度のPM業務の実績。29、30年度に立案した戦略を実施に移すことになり、仮設オーバーレイの実施設計完了に向けた条件整備や着工に向けた施工変更契約支援業務を行った。 令和2年度では延期に伴う基本3原則（①安心・安全、②費用の節減、③簡素化（シンプル））を満たす各種の技術的検討支援や工事管理支援を行う。 	

	効率性	<ul style="list-style-type: none"> 平成 31、32 年度の業務量を考慮し必要人員数を積算している。人員数積算にあたっては、業務ごとにチーム編成し最小限で取り組む効率的な体制としている。 委託料積算にあたっては、国交省の定める単価、係数を用いている。 (令和 2 年 6 月 26 日追記) 令和 2 年度の業務量を考慮し必要人員数を積算している。人員数積算にあたっては、業務及び会場ごとにチーム編成し最小限で取り組む効率的な体制としている。 委託料積算にあたっては、国交省の定める単価、係数を用いている。 	
	納得性	<ul style="list-style-type: none"> 国内において本件規模の PM 業務の事例はない。 比較事例としてはロンドン大会であるが、多額の PM 業務費を投じて仮設オーバーレイ施設整備を行っている。この点から鑑みると東京大会での PM 業務費は効率的である。 (令和 2 年 6 月 26 日追記) 国内において本件規模の PM 業務の事例がない中で、従前の方針や計画内容を十分熟知した人材による技術支援の継続性を確保する。 	
その他経費の内容等が公費負担の対象として適切なものであること		<ul style="list-style-type: none"> 大枠の合意で公費負担とされた仮設オーバーレイ整備に関する発注や実施設計の進捗支援等のマネジメント業務経費であり、公費負担の対象として適切であると考え。 (令和 2 年 6 月 26 日追記) 延期に伴う追加経費については、現時点においてはその取扱いが未定であるため、当面組織委員会の負担とする。 	

*公費負担の対象となるパラリンピック経費に該当するか否かについては、「パラリンピック経費の基本的な考え方について」に基づき、パラリンピック作業部会において確認するものとする。